

市・県民税の申告が始まります

2月14日(木)～ 3月17日(月)

昨年1年間の営業や事業収入の総決算を行う税の申告時期がやってきました。今月号では、申告の要・不要の判断の目安や申告の際の持参品、申告日程（3～5ページに掲載）などをお知らせします。

- 収入（売上額・出荷額・水揚げ額等）や経費などがわかるものを持参してください。
- ◆ **事業、不動産所得がある人**
- 給与所得の源泉徴収票または給与支払証明書
- 公的年金などの源泉徴収票
- ※ 所得税の還付を受ける人は、源泉徴収票（原本）と本人名義の預貯金通帳（口座番号がわかるもの）を持参してください。

- 収入（売上額・出荷額・水揚げ額等）や経費などがわかるものを持参してください。
- ◆ **社会保険料控除を受ける人**
- 年金や健康保険料（税）などの領収書または納税額確認書
- 国民年金保険料控除証明書

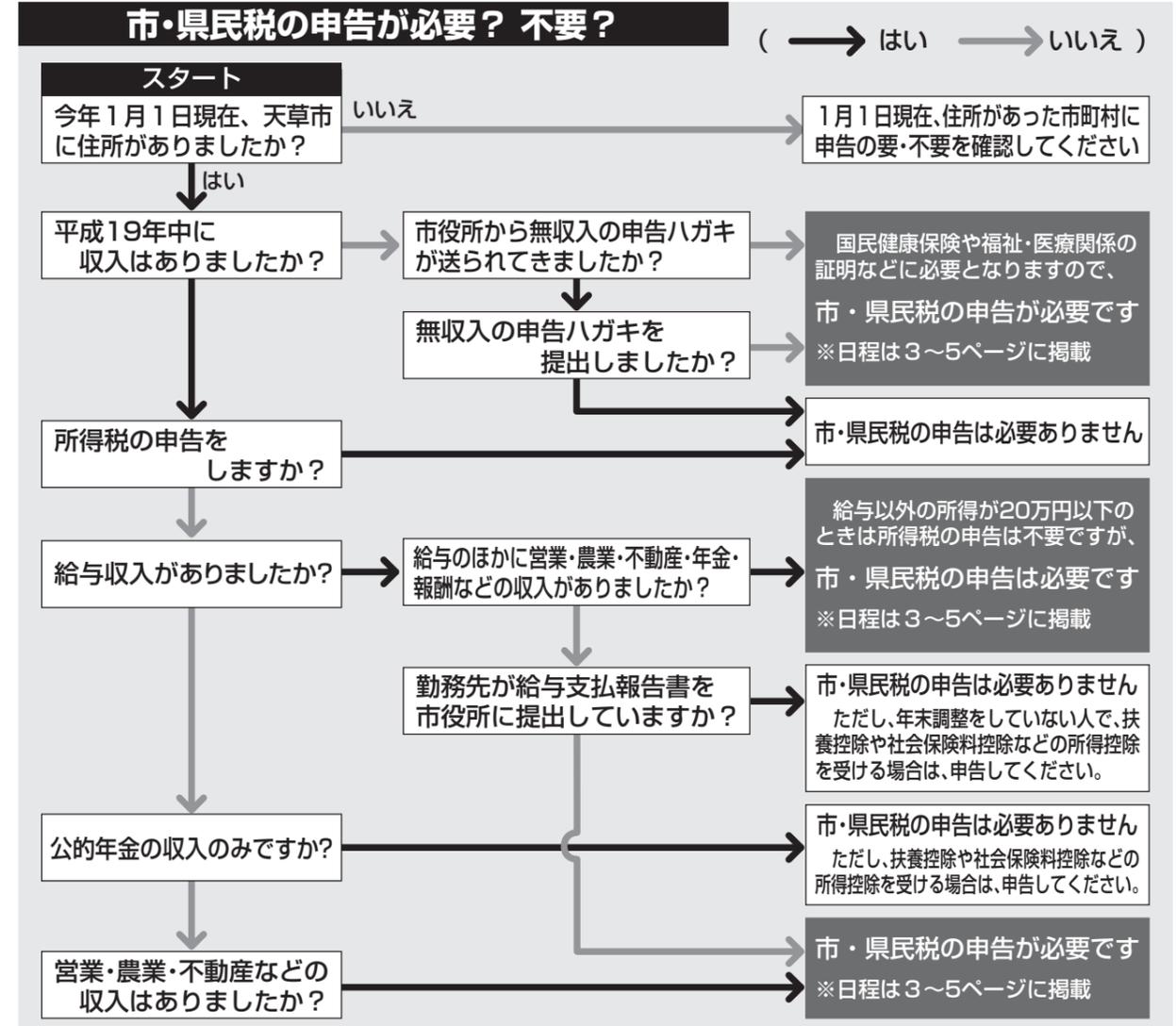
このほか、申告の際に必要なものは、申告する人それぞれの所得の種類などによって、次のとおりとなっています。

- 申告案内ハガキ
- 印鑑
- ※ 税務署からの申告書と、役所からの申告案内ハガキの両方が届いた人は、税務署で申告してください。

かる書類や帳簿

- 固定資産税課税明細書
- 領収証
- 収支内訳書（所得の種類ごと、経費などの科目ごとに計算〔合計〕してきてください。計算をしていない場合は、申告の順番が後回しになる場合があります）。
- ※ 農業所得は、収支計算による申告となります。販売（出荷）伝票や必要経費のわかる領収書・営農口座の通帳などを項目ごとに分けて集計し、収支内訳書（各農協の広報紙に折り込まれた簡易収支内訳書でも可）に記入してください。また、自家消費分については、収穫量を記録しておいてください（「もみで〇俵」など）。

市・県民税の申告の際に必要なものは？



市・県民税の申告日程

月日	対象地区		申告会場	月日	対象地区		申告会場
	9:00～12:00	13:00～16:00			9:00～12:00	13:00～16:00	
【本渡地区】							
2/14(木)	久保、中原、寺中東、寺中西、横頭、後家、中村	平、下門、辺田、大久保、内目、中、笹生	楠浦町公民館	2/27(木)	大迫、宇津木、大地、大林	久々山、道目木、大野、迫地、寺の尾、長野	戸宇土町公民館
2/15(金)	大門、今村、釜、錦島、亀島、大友尻、立浦東、立浦西	大平、観音、方原上、方原下、舟津1、舟津2、舟津3、舟津4、舟津5、舟津6、東大平、新田		亀場町公民館	2/28(金)	平、引地、前原、二又、福岡下	福岡上、平床下、田原、万所、宇土野、鉾、広野、梶山、永野、洗切、田代、上鶴
2/18(日)	宇土、春登、後堀、開場、友尻	通山、長野、寺中、新町、粟島	下浦町公民館		2/29(土)	中鶴、下鶴、八久保、平、新休上、新休下	横久保、上掛道、下掛道、道面、下向、柗の原下、柗の原上
2/19(月)	下浜田、上浜田	恵比曾、上、住吉、新田		3/3(月)	東外園、西外園、村、松崎、西、野中榎木	江浦須森、下船場、中船場、上船場、後小手、前小手	天草市民センター
2/20(火)	中岳、金ノ入、榎ノ木、豆木場、屋形	榎の実鶴、長迫、村、平、市古木	志柿町公民館	3/4(火)	上小手、湯貫、柿塚、石場	金焼1、金焼2、金焼3、広崎ヶ浦、崎野、平床	
2/21(水)	上在郷、下在郷、宮口、元	堀の内、町、松原、洲の崎		3/5(水)	城下、浜崎、中村	牛の首、馬場	天草市民センター
2/22(木)	金ヶ丘、寺の尾、ほんどの森、旭町	三軒屋、浜洲、明瀬	天草市民センター	3/6(木)	山仁田、本泉	今釜、今釜新町	
2/25(日)	仲の塩屋、間伏、江川舟江、東宇土	西宇土、村、下、横辺田、野添、大松戸、日高野		3/7(金)	広瀬、大矢崎	小松原、大門口	天草市民センター
2/26(月)	瀬戸上、瀬戸中央、土手、加志	仲ノ浦、知ヶ崎、塚田、焼野、平床、瀬戸町	天草市民センター	3/9(土)	茂木根釜	茂木根村	
				3/11(日)	山の手、下町	浄南	天草市民センター
			3/12(月)	中南、上南	浜津、港町、土手、上町、東浜	天草市民センター	
			3/13(火)	西浜、船之尾、古川	下川原、上川原		天草市民センター
			3/14(水)	川原新町、中山口、内柿	溝端、山の口、半河内	天草市民センター	
			3/16(金)・17(土)	予備日			

申告が必要な人は

営業・農業・不動産など収支内訳書の作成が必要な所得がある人（税務署で申告する人を除く）で、市・県民税の申告が必要な人には、申告案内ハガキを送付しています。

しかし、申告案内ハガキが届いていない場合でも、平成19年中に収入があった人で、上表で市・県民税の申告が必要となった人は申告をしてください。

なお、申告会場を今回、大幅に見直していますので、3～5ページの申告日程を確認のうえご来場ください（本庁・市民税課や各支所・総務振興課での申告はできません）。また、青色申告や譲渡所得申告、住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合は、税務署で申告してください。

平成18年中に収入がなかった人には、無収入の申告ハガキを送付しています。同19年中も無収入だった場合に限り、無収入の申告ハガキに必要事項を記入し、返送していただければ申告は完了します（申告会場で申告する必要はありません）。